

Q & A 【第3次募集分】

番号	募集区分	質問内容	回答	回答日
1	K 特定施設 入居者生活介護	<p>・募集K（特定施設入居者生活介護）60床分の募集が公表されています。 受付期間が3回予定されておりますが、下記の解釈で宜しいでしょうか？</p> <p>例1：第1回受付 A事業所→40床選定 第2回受付 20床募集</p> <p>例2：第1回受付 A事業所→60床選定 第2回受付以降→募集無し</p>	そのとおりです。	H30.11.8
2	I 小規模多機能型 居宅介護	<p>・補助制度の施設等整備費はサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の新設施設整備でも同額(1施設当たり上限32,000千円)と考えてよいか。</p>	<p>平成30年度における補助制度ではそのとおりとなっております。</p> <p>なお、平成31年度以降の補助制度の詳細は、現段階において確定しておりません。また、事業候補者として選定されることをもって、補助金の交付対象となることが保証されるものではありません。</p>	H30.11.29
3	J 看護多機能型 居宅介護	<p>・補助制度の施設等整備費（Jの場合32,000千円）について施設を併設（訪問看護、居宅）する場合、補助金などのように変動するのか。また変動する場合どのように案分するのか。</p>	<p>公募施設に係る施設等整備費については、公募対象外施設である訪問看護事業所及び居宅介護支援事業所の併設等による補助額の変動はありません。</p> <p>なお、複数のサービス事業所を一体の建物にて整備した場合は、各事業所が利用する床面積の比率により工事費等を案分し、補助対象とする事業費を算定します。</p>	R1.7.3
4	J 看護多機能型 居宅介護	<p>・補助制度の開設準備経費（Jの場合1床あたり上限800千円）について応募書類中の補助金を記入する箇所は施設等整備費と開設準備経費を合算して記入してよいか。</p>	そのとおりです。施設等整備費と開設準備経費を合算して記入してください。	R1.7.3

※回答内容は回答日時点における法令等に基づいたものです。